

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 1 日

申請者 氏名又は名称 ^{フジ} ^{モト} ^{セツ} ^イ
 藤 本 設備
 住所 〒633-0063 ^{大宮}
 奈良県桜井市川合89番地
 代表者氏名 ^{フジ} ^{モト} ^{リョウ} ^ヤ
 藤 本 龍也
 電話番号 090-8375-1199
 FAX番号 0744(42)9054
 メールアドレス ZZXX777XXZ@ezweb.me.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

- 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第 1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 1 日

申請者 氏名又は名称

藤本設備

住 所

〒633-0063 奈良県桜井市川合89番地

代表者氏名

藤本龍也
電話番号 090-8375-1199

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	フジモトセツキ 藤本設備
上記事業所の所在地	郵便番号 633-0063 住所 奈良県桜井市川合89番地 電話番号 090-8375-1199 FAX番号 0744(42)9054 メールアドレス ZZX777XXZ@ezweb.me.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
フジモトタケオ 藤本龍男	第281084号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	
給水装置工事主任技術者免状の交付番号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 3 年 9 月 { 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	万能のこ	スバーヤー	2	
	パイプカッター	$\phi 13_{mm} \sim \phi 25_{mm}$	2	
	電動丸のこ	日立 Jカク 径 190 _{mm}	1	
	塩ビカッター ・金切りノコ	VC20	1	
管の加工用の 機械器具	電動チャッパ	マキタ	1	
	電動ドリル	日立 Z4VB	1	
	電動グラインダー	マキタ $\phi 100_{mm}$	1	
	・パイプねじ切り器 ・やすり	N-100A	1	
管の接合用の 機械器具	パイプレンチ	$\phi 13_{mm} \sim 100_{mm}$	2	
	自在レンチ		3	
	・トーテラニフ ・ガスボジベ式		1	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T10K	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 9 月 1 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

〒633-0063 奈良県桜井市川合89番地
藤本 設備
藤本 龍也

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二八一〇八四号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 藤本 龍男

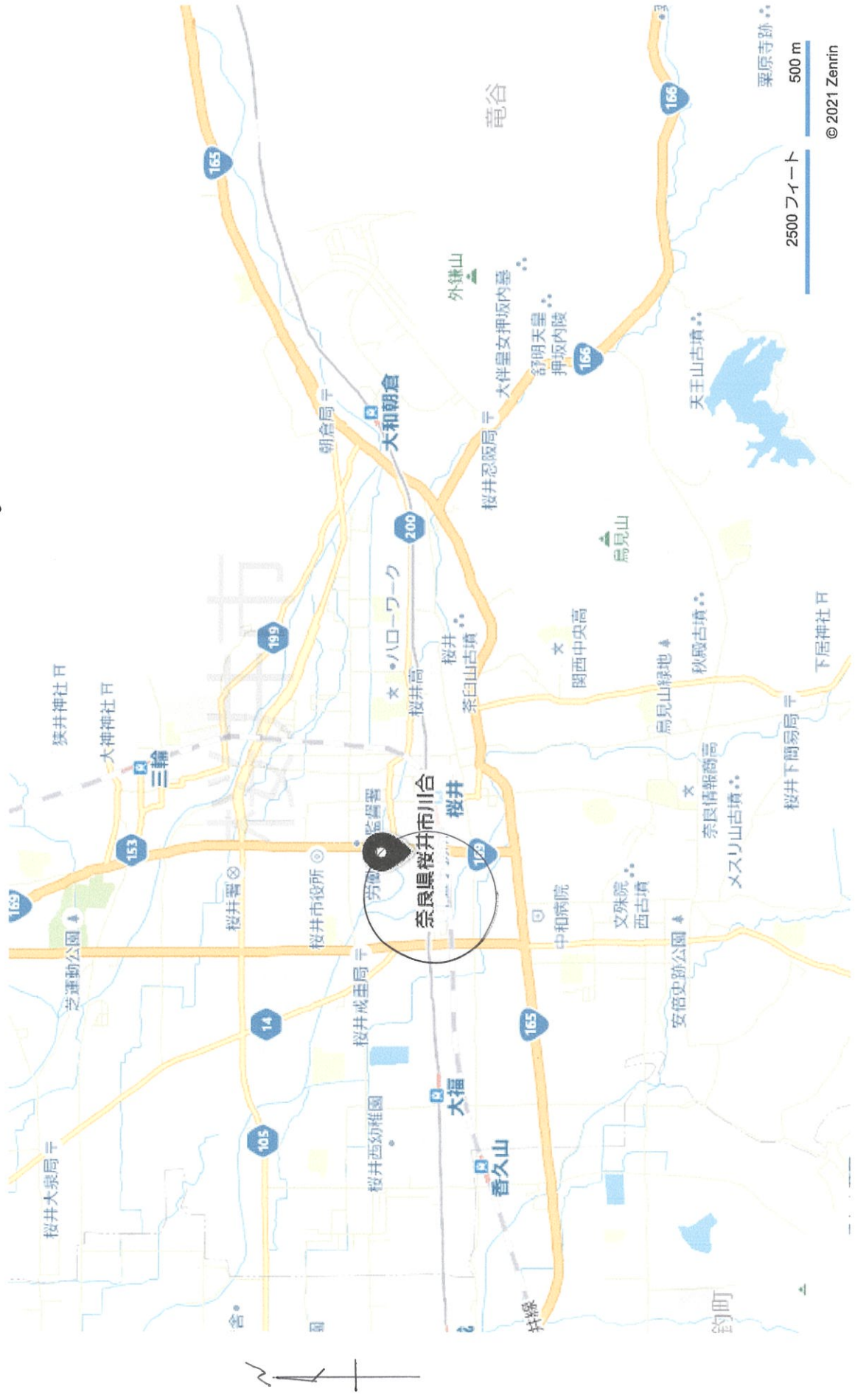
昭和二十七年十月五日生

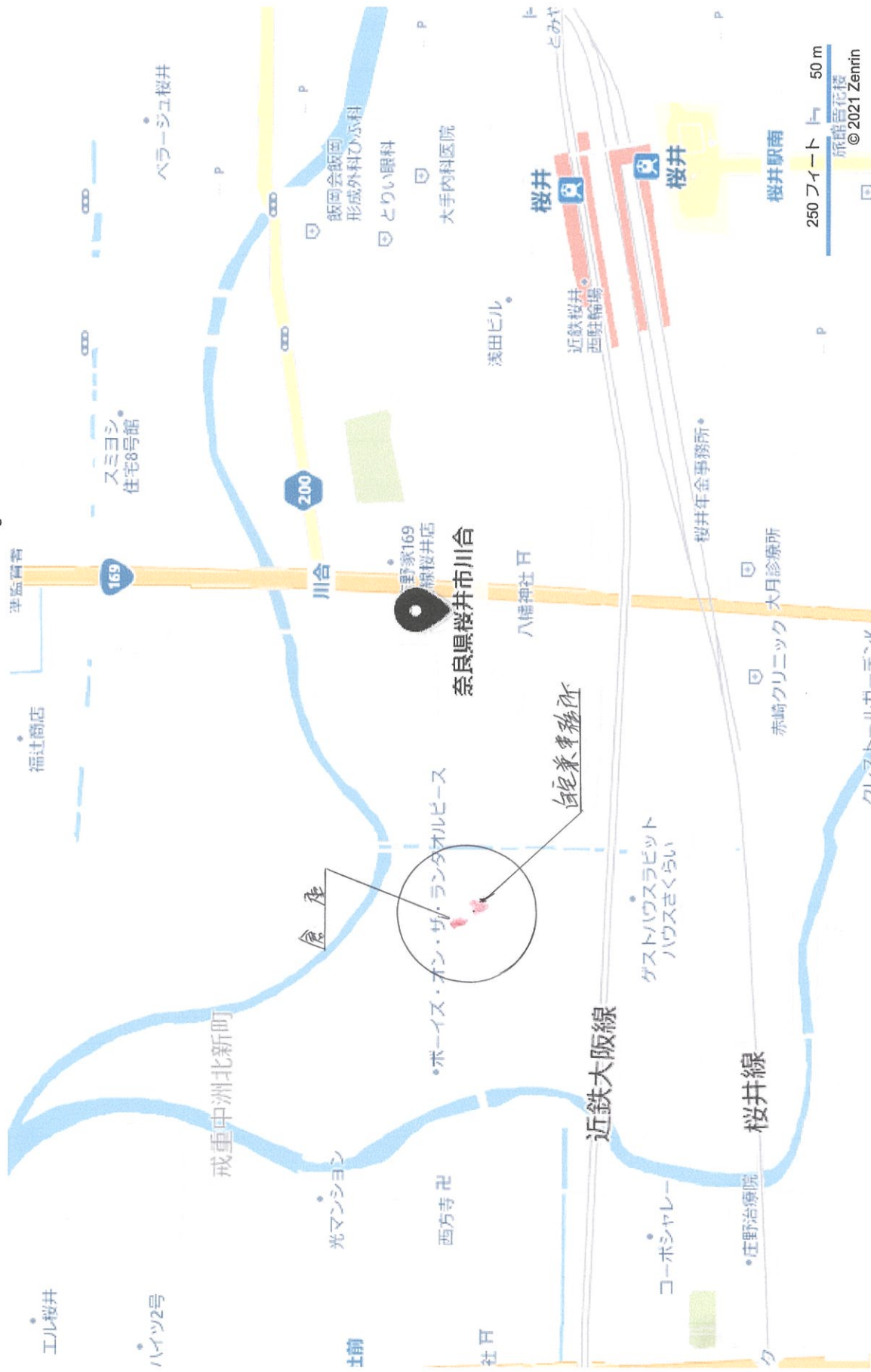
水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十八年一月十三日

厚生労働大臣 塩野 恭

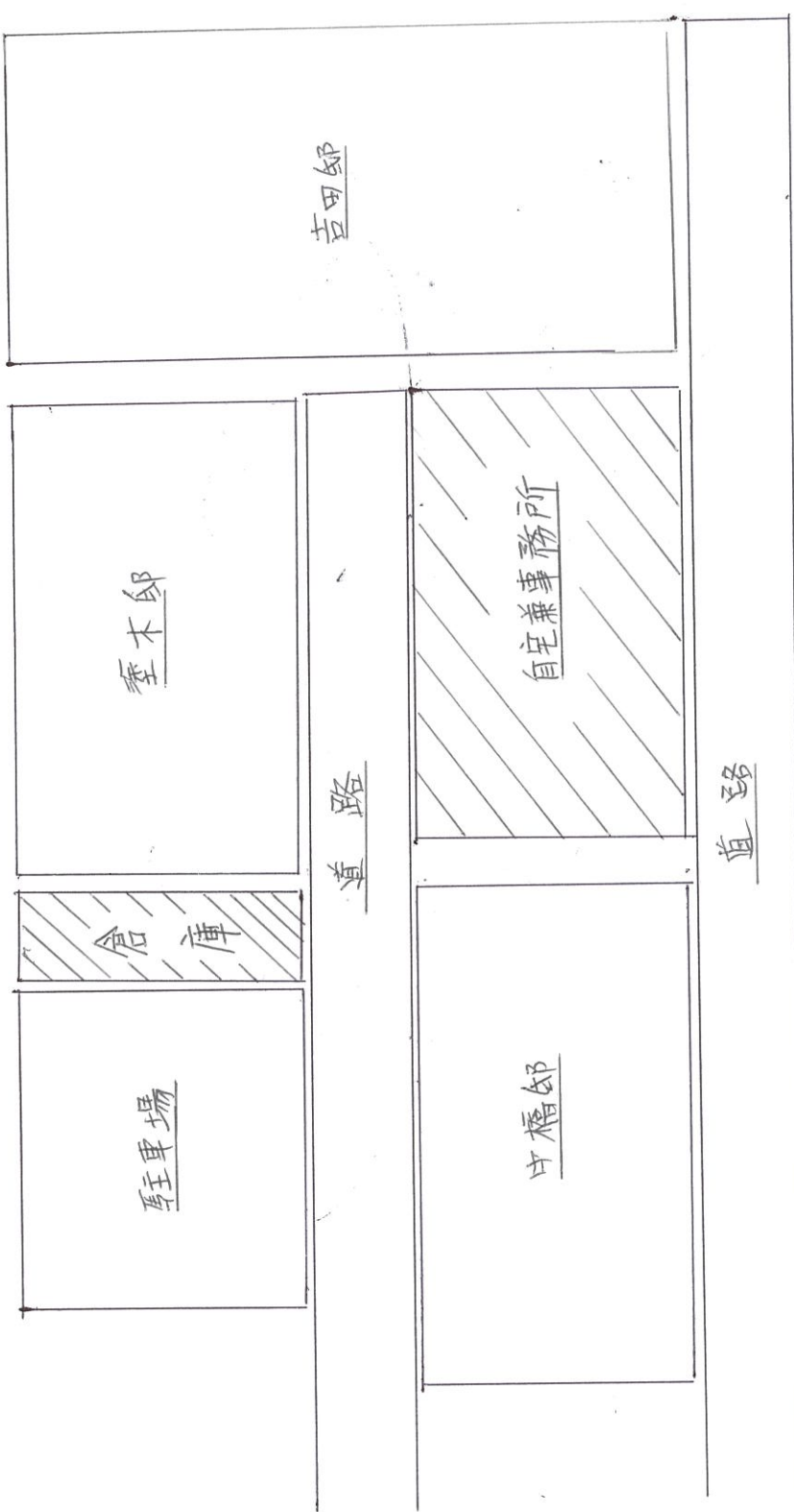








平面図 $S = 1/250$



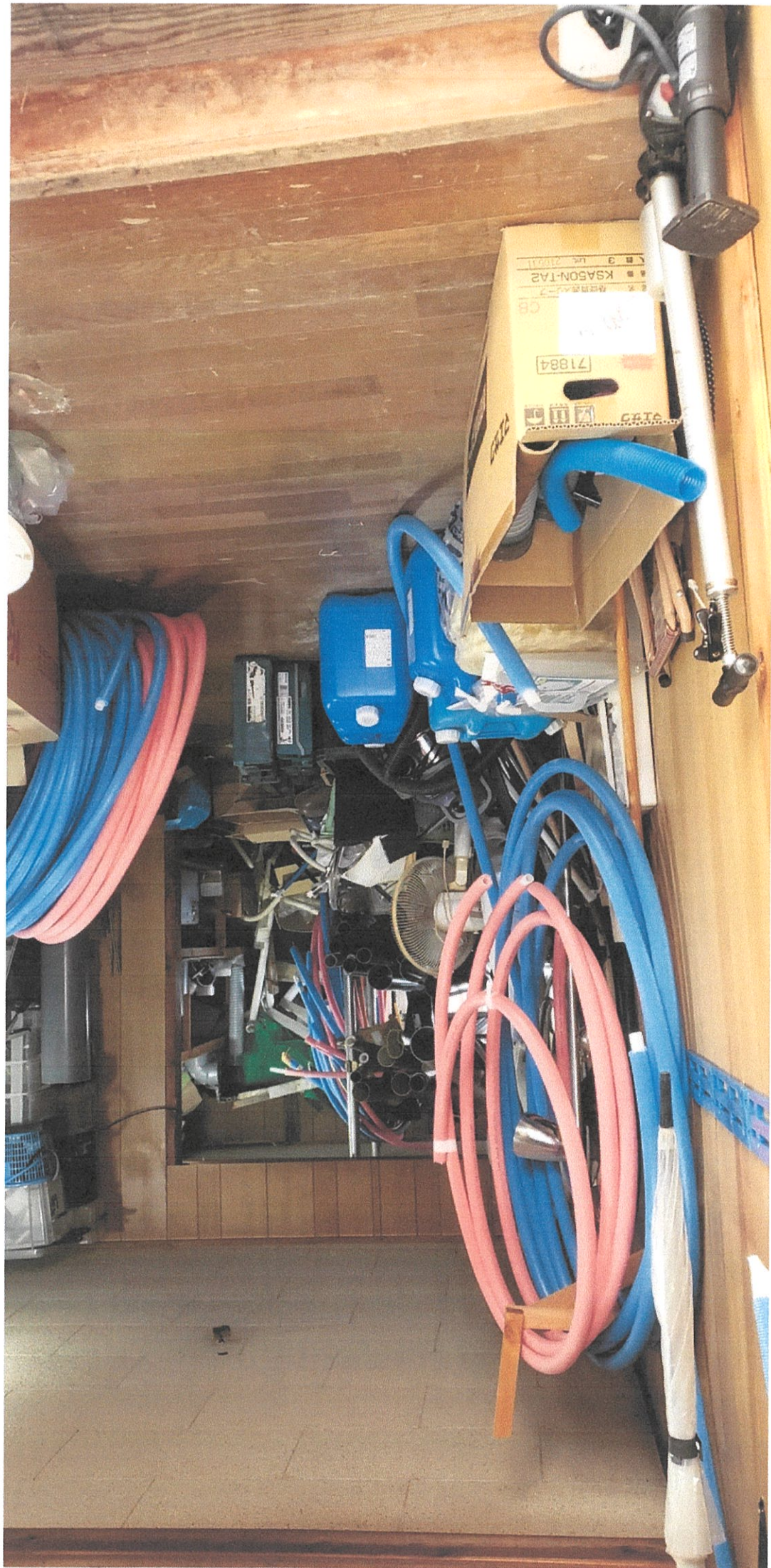
自宅兼事務所



倉庫



倉庫内部



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 1 日

申請者 氏名又は名称 藤本 設備
 住所 〒633-0063 奈良県桜井市大字川合89番地
 代表者氏名 藤本 龍也
 電話番号 090-8375-1199
 FAX番号 0744(42)-9054
 メールアドレス z2x777xxz@ezweb.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和3年9月1日

届出者 氏名又は名称 藤本設備
住 所 〒633-0063 奈良県桜井市大字川合89番地
代表者氏名 藤本龍世

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	藤本設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
藤本龍男	第281084号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二八一〇八四号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 藤本 龍男

昭和二十七年十月五日生

水道法(昭和二十五年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十八年一月十三日

厚生労働大臣 塩崎恭

